すだち苗木等購入支援事業補助金

館山市では**“すだち”**を地域の新たな特産品にすることを目指しています！

補助の対象となる取組・内容

※詳しくは裏面を参照してください

苗木の購入

すだちの苗木購入にかかる経費を支援

補助率1/2以内　上限75,000円

20本以上の購入が対象



防風設備資材等の購入

防風ネットなど防風設備資材等の購入に係る経費を支援

補助率1/2以内　上限50,000円



補助対象者

- **市内の生産者（個人・法人・団体）**
- **市内の農地等で栽培**
- **市場出荷など販売が主な目的**
- **特産化に向けた活動に協力**
- **市税の滞納がない者**

スケジュールについて

【申請前】経費見積（種苗屋等で見積）
→ 補助金交付申請書提出 〆切11/13
→ 【11月中】補助金交付決定
→ 【交付決定～3月末】購入の領収証・写真を添付して3月末までに実績報告
→ 【4月】補助金交付

補助金の申請について

以下の書類を揃えて、**11/13（金）まで**に市役所に提出してください。

- **交付申請書（様式１号）**
- **実施計画書（様式第２号）**
- **農地の案内図**
- **法人・団体の場合は定款や規約等の写し**
- **市税の完納証明書**



本事業の概要

徳島県ですだちの生産が激減していることや、館山湾沖でトラフグが獲れるといった背景を踏まえ、館山市では、食のまちづくりの一環として、民間事業者と連携し、すだちの特産化に向けたプロジェクトを実施しています。
この度、市内への普及を図るため、苗木等の購入に要する経費を補助し、すだち栽培に取り組む生産者を支援いたします。

お問合せ

館山市役所　農水産課　食のまちづくり係
☎：0470-29-5385
mail：nousuisanka@city.tateyama.chiba.jp
〒294-8601　千葉県館山市北条1145-1

※詳細は市のホームページを参照してください。

補助対象者

補助の対象となる方は、すだちの栽培を行う個人、法人、団体で、次の各号の全てに該当する方となります。

（１）個人又は団体にあっては市内に住所又は活動の拠点を有し、法人にあっては市内に本店を有するなど活動の拠点を市内に有し、事業に意欲的に取組む方。

（２）市内の耕作権のある農地（田、畑）及び肥培管理がされている山林（保安林及び共有林は除く）ですだちの栽培を行うこと。

（３）収穫した果実については市場出荷など販売を主な目的とすること。

（４）すだちの特産化に向けた活動に協力をすること。

（５）市税の滞納がない方（グループの場合はその構成員をいう。）

補助対象経費

No.	名称	補助率	上限	その他
1	すだちの苗木の購入	1/2以内	75,000円	・送料、消費税は対象外とする。 ・２０本以上の購入が対象。 ・植え付け作業に係る費用は対象外とする。 ・すだちの品種については、「神山4 号」、「本田系」、「徳島1 号」を推奨する。
2	防風設備資材等の購入	1/2以内	50,000円	・送料、消費税は対象外とする。 ・ネット、単管パイプなど。 ・マキなど樹高が３メートル程度に生育する防風のための生垣用の苗木も対象とする。 ・施工費用は対象外とする。

※補助金の総額が予算の範囲を超えるときは、補助金の交付の決定をする額を減額し、又は按分して交付する。
※１円未満の端数が生じたときは切り捨てとする。
※上記の２のみでの申請は不可とする。